

令和5年12月26日

会員各位

北海道行政書士会
中央研修所研修統轄 三浦勝也
総務部長 橋本奈津子

行政書士一般倫理研修について（再周知）

平素より、北海道行政書士会の会務運営にご理解とご協力をいただいておりますこと厚く御礼申し上げます。

さて、「月刊 日本行政」等で既にご承知かと思いますが、行政書士は令和5年8月31日より日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）が実施する一般倫理研修を受講し、修了することが義務付けられました。この研修は、日本行政書士会連合会中央研修所サイト（VODシステム）において配信されております。この件につきましては、令和5年3月30日付、北海道行政書士会ホームページ（会員メニュー内）にてお知らせいたしましたが、再周知させていただきます。なお、受講（初回）につきましては、次のように期限がありますのでご留意ください。

① 令和5年8月31日時点で会員である者

令和6年3月31日までに受講し、修了する。

② 令和5年8月31日以降新規に登録を受けた者

登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講し、修了する。

例：令和6年1月1日に登録した者 ⇒ 令和6年4月30日まで

さらに、職務上請求書の購入申込みの際には「一般倫理研修」の修了証（写し）が必要になりましたので、ご承知おきください。 会員の皆様には、お早めに受講していただきますようよろしくお願い申し上げます。